

# 市民活動サポートセンターの運営について

さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会  
2015.11

この評価は、運営協議会が、現在の市民活動サポートセンター（以下、センター）の現在の運営状況をお知らせするものです。

平成27年度9月のさいたま市議会における、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の変更<sup>\*1</sup>に関連して、市民活動サポートセンターの現行の運営について、「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会設置要綱」の第2条第3項「センターの管理運営に係る評価」を行いました。

評価対象は1. 団体登録、2. 利用内容、3. 利用の公平性の3項目にしました。評価の手順は、年度ごとの評価と同様に、運営協議会が指定管理者と市の市民協働推進課からの説明<sup>\*2</sup>を受け、指定管理者と市民協働推進課の委員を除いて、討議、評価しました。

運営協議会としての評価結果は次のとおりです。

1. （団体登録）  
団体登録は、定められた方法によって適正に行われていました。
2. （利用内容）  
利用内容は、条例に規定されている利用の制限に該当する事例はありませんでした。
3. （利用の公平性）  
特定の団体の利用を優先、あるいは制限することは制度上も困難で、公平に運営されていました。

よって、運営協議会は、「1. 団体登録」は適切に行われ、「2. 利用内容」と「3. 利用の公平性」に問題はなく、適切に管理運営されていたと評価します。

評価の詳細は別紙のとおりです。

\*1 「管理基準などを改めて定めるまでの間は指定管理者による管理の規定を適用しないこととする」（さいたま市議会だより『ロクマル』No.63より）内容

\*2 市民協働推進課の説明は平成27年10月26日時点についてであり、登録状況の確認作業は継続中です。

# 1. 団体登録

## 【現状と評価の前提】

### ①登録方法

センターの施設設備の多くは、「誰でもいつでも」利用できることになっており、個人でも団体でも登録しないで利用できます。多目的展示コーナー、団体ロッカー、メールボックスなどの一部の施設設備と貸出機材を利用したい場合は、予め「団体登録」することが条例に定められています。団体登録は指定管理業務の一つとして、指定管理者が行っています。手続きは必ず対面で行われ、条例に定められた様式の書類に、会則などの必要書類を添えて届け出ます。

登録時には、指定管理者が「市民活動団体の定義と役割及び登録に必要な会則等について」（付属資料1）を読み上げます。そして、必要書類、活動の分野や目的などを確認し、問題がなければその場で登録手続きを行います。

なお、市による登録審査はありません。登録は、協働管理者である市民協働推進課（旧市民活動支援室）との連絡調整会議（毎月1回）で報告されます。

### ②登録可能な団体

団体登録ができるのは、市内で主な活動を行っている市民活動団体です。市民活動団体は、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」第2条において、下記のように定義されています。これは、「特定非営利活動促進法（NPO法）」の特定非営利活動の定義とほぼ同じです。営利活動を主たる目的とする企業などの法人は登録できません。

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

# 1. 団体登録

## ③政治上の政策の推進と政治上の主義の推進の違い

登録時に、団体と指定管理者がともに確認する「市民活動団体の定義と役割及び登録に必要な会則等について」（前掲 p.2 ①）にも、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」の一部（前掲 p.2 ②）が引用されています。

そのうち、市民活動から除かれる「イ 政治上の主義を推進し、支持し、またこれに反対することを目的とする活動」の内容については、NPO 法を制定した際に、国会での議論の上、「政治上の主義」と「政治上の施策」が区別されたことを踏まえています。NPO 法人や市民活動団体の除外対象となる「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義、議会主義というようなものがこれに当たります。一方、「政治上の施策」には、まちづくりやリサイクルに関する政策の提言なども含まれます。この「政治上の施策の推進」は市民活動団体の自由であり、活動等に対する制限は最小限にすべきことが国会で確認されています。

### 【評価】

団体登録については、さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則 19 条により指定管理者が手続きを行うことが定められており、現条例・規則に則って指定管理者は団体登録手続きを行っています。

市議会で「政治的活動と類推される活動を行っている利用登録団体」が 12 団体あるという発言がありました。指定管理者から、「推進条例に照らして、『市民活動』かどうか、活動の目的などの確認をしている。条例の『市民活動』の除外規定に該当しない団体の利用登録を拒むことは、条例違反となるだけでなく、NPO 法や地方自治法、憲法違反となり、公共施設運営者として問題となる。法と条例に基づき『政治上の施策の推進・支持・反対をしている団体』は登録できる。」という説明がありました。

当該団体の登録手続きは、他の登録団体と同様、定められた手順に従って、適切に行われていたと判断します。なお、ボランティアグループなどの任意団体には、指定管理者が必要な会則等の作成等を支援する例もあり、このことは、市民活動団体の組織強化、活動の推進の一助となっています。

# 1. 団体登録

---

また、市民協働推進課から、条例の規定に抵触する可能性のある活動内容（ホームページ上）が一部見受けられたとの説明がありました。

センターの施行規則（前出）には、登録は届出によって行うものと定められています。これは団体の自主自律を尊重するものであり、運営協議会もこれを否定しません。団体登録時、あるいは、その後、団体のホームページまで確認すべきかについては、市内の他の公共施設の登録時、あるいは、利用時に実施している例はなく、そこまで求めなくてもよいと考えます。

したがって、貸出施設等の利用のための団体登録は、手順に従い、適正に行われていたと評価します。

---

# 2. 利用内容

## 【現状と評価の前提】

センターは、理念として、『さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画』（平成18年10月）に定めた「市民に対して開かれ、共に成長する、集まりやすく居心地のよいセンター」を掲げ、市民の自主的で公益的な活動を広く受け入れ、支援してきました。

ただし、次のような場合は、入館の禁止や利用者に退館を命ずることができると、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」第15条で定めています。

- (1) センターの秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

そのため、指定管理者は定期的に館内を巡回し、条例に定める適切な利用が行われているかを確認しています。また、すべてのテーブルに利用票を備え、総合受付で利用についての意見も受け付けています。不適切な利用や他の利用者が不快に思うような利用の報告があった時や指定管理者がそのようなことを発見した時は、市民協働推進課と連携して対応するとともに、連絡調整会議や運営協議会に利用者状況を報告し、必要に応じて協議し、対応しています。

また、貸出施設等の利用の制限に関して、他の公共施設と同様の内容で、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」第8条で以下のように定めています。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

印刷室やパソコンを利用する際は、利用票に非営利公益的な活動に使用するという確認欄を設け、目的外の使用をしないよう働きかけがなされています。印刷物については、一部を資料として提出してもらい、資料コーナーの登録団体のファイルに保存し、誰でも閲覧できるようにするなどの工夫がなされています。

## 2. 利用内容

### 【評価】

前掲の12登録団体について、センター以外の施設での活動が言及されていますが、その部分に関しては、いずれもセンターの指定管理者と市民協働推進課の管理運営の及ぶところではなく、評価の対象とはしませんでした。また、当該団体のセンターの利用の部分については、政治上の主義の推進には該当しないとした指定管理者の判断は妥当であると考えます。

「市民活動サポートセンター内で政治的活動と類推される活動を行っている非登録団体」2団体の利用についても、「政治上の施策」の推進を目的とする活動には該当しますが、「政治上の主義」の推進を目的とする活動には該当しないとした指定管理者の判断は妥当であると考えます。

「その他」の1団体についても、センターに関わる指摘ではないのでこれも評価の対象から除外しました。

ただし、非登録団体の活動のうち1件は、登録団体である別の団体が、当該団体のパネルを借りて展示した事例でした。その団体がホームページで展示の紹介をしているため、誤解を生んだものと思われれます。パネルを借りて展示することの是非は別として、このような利用について想定していなかったことであり、今後、検討する必要があると考えます。

そもそも、利用者や利用団体のすべての利用について、その内容を詳細に把握することは不可能ですし、施設外での活動まで把握するようなことは、他の公共施設でも行ってないと思われれます。また、利用内容の過度な確認は、センターの自由な利用を妨げる恐れがあり、市民活動の自主性・自律性を信頼し尊重する立場にあるセンターの設置目的にそぐわないと考えます。

したがって、前掲の団体を含め、すべての登録団体の貸出施設等の利用の内容に、条例などに定められた制限すべき事項は見受けられず、適正に利用されていたと判断し、指定管理者の管理運営にも問題はなかったと評価します。

# 3. 利用の公平性

## 【現状と評価の前提】

多目的展示コーナーは、利用希望が競合した場合は、話し合って譲り合ったり、コラボしたりという調整を行っています。

団体ロッカー（210 個）とメールボックス（312 個）の利用期間は、最長 1 年（1 カ月単位）です。1 年に 1 回、利用申請し、申し込みが多数の場合は抽選になります。開設当初は、話し合いで調整していましたが、ロッカー利用希望団体の増加にともない、調整時間がかかり、一部の団体が希望を強く主張するなど公平性が保つことが難しくなり、利用団体と話し合いの末、利用団体の希望で抽選となりました。

また、印刷室、パソコン、資料コーナーの利用については、団体登録の必要はなく、長時間占有しないという了解のもと、空いていれば誰でも使えます。需要が集中する印刷機は 2 台用意され、1 台は予約が可能、もう 1 台は予約不可で、利用機会の公平化を図っています。チラシラックも増設し、より多くの団体の利用を可能にしています。

貸出機材については、これまで、利用が重なって機材が不足したことはありません。

ラウンジについては、かなり広いスペースがあります。テーブルも椅子も移動が可能で、利用者同士、融通しあって利用しています。一部、1 週間前に予約（先着順）して、会合などに団体が利用できるペースもありますが、すべての席が埋まって使えないということはめったにありません。また、市民活動専用のスペースと市民活動優先スペースがあり、後者は空いていれば、個人的な利用が認められています。市民活動をしていない人も、センターを利用することにより、市民活動に関する情報を得られ、市民活動に参加する機会を見つけられるように、このスペースをもうけています。

イベントなどで、市民団体が全館または一部を占有的に利用する時は、市に「目的外使用許可申請」をして許可を受けます。市との共催であるなど、より公益性が認められる事業でないと許可はおりません。市やセンターの事業で全館を使用する際も、自由に使えるスペースを一部確保しています。

# 3. 利用の公平性

## 【評価】

多目的展示コーナー、団体ロッカー、メールボックス、貸出機材等条例に定める団体登録と事前の申し込みが必要な貸出施設等については、条例に定める要件を満たしている団体が、所定の手続きを経て利用することで、利用期間を定め、申込申請後抽選を実施するなど、公平性にも配慮していると認められます。特定の団体を優先、優遇している例は、障がい者団体等への配慮を除いてありませんでした。

なお、指定管理者に前掲の 12 団体の今年度の利用状況に関するデータの提示を求めたところ、①ロッカーについては、他の登録団体と同様に利用申請し、抽選の結果、5 団体が利用中である、②メールボックスは、2015 年 10 月 15 日現在、312 個中 94 個が使用されており余裕があるため、1 団体複数個の利用を許可していることから、3 団体が 8 個を利用している、③多目的展示コーナーは、過去 1 年間（平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月）を集計したところ、12 団体の内の 1 団体が 11 回、23 日利用しており、利用可能日数は 359 日なので、専有率は計算上 6.4%である、との報告がありました。

これらのことから、特定の団体が、センターを専有し、あるいは、利用を優遇されたという事実がないことを確認しました。

団体登録を行わなくても利用できる施設設備は、予約が可能な場所や設備を除いて、利用者同士が譲り合って自由に使える施設として、公平に利用されていると判断できます。なお、印刷室及び印刷機器、パソコンを利用する際は、その都度、利用票に設けられた「公益的で非営利の市民活動に使用します」という項目にチェックを入れてから利用を許可されることになっています。

したがって、一部の団体が優先的に利用し、あるいは、利用に際して特段の優遇を受けている例はこれまでなく、利用について公平性は保たれていると評価します。



## さいたま市市民活動サポートセンター

### 市民活動団体の定義と役割及び登録に必要な会則等について

さいたま市では、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」により、市民活動団体を下記のように定めています。市民活動サポートセンターに団体登録するにあたり、「市民活動」の定義と「市民活動団体の役割」の定義の確認をお願いいたします。

#### ■市民活動団体とは（さいたま市市民活動及び協働の推進条例第2条）

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

#### ■市民活動団体の役割とは（同上第6条）

市民活動団体は、基本原則に基づき、市民活動及び協働の推進に際し、その特性を生かしながら活動を行い、自らの活動が地域又は社会を担うものであることを認識し、及びその活動内容が広く理解されるよう努めるものとする。

#### ■基本原則とは（同上第3条）

市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、次に掲げる原則に基づき、市民活動の推進を図るものとする。

○市民活動が公益的な活動であることを理解し、自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮すること。

○互いに対等なパートナーであることを認識し、良好な協力関係を構築すること。

市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。

○互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づいて事業を行うこと。

○事業の目的及び目標を共有し、役割を明確にするとともに、事業の成果を評価し、その結果を次の事業に反映すること。

○事業の企画、立案、実施及び評価の各段階において、公平性、公正性及び透明性を確保すること。

登録手続きには、市民活動団体の規約（または、会則、定款等）の添付が必要です。会則等により、上記の市民活動の定義に即した活動団体であることを判断しますので、設立の目的や事業の内容を必ず明記してください。

#### ■会則等の書き方例

団体の名称、設立年月日、活動の目的、活動の内容、主な活動場所、会員の構成、会費など、団体活動を継続していくために会員の合意で定めた項目・：を箇条書きに明記します。法人組織の場合は定款を、任意団体の場合は任意の様式でご準備ください。